

## 目 次 頁

### 創刊にあたって

『飛翔』創刊にあたって

HIC 理事長 金川弘司 ..... 1

『飛翔』創刊号に寄せて

JICA 北海道国際センター所長 丹羽憲昭 ..... 3

特定非営利活動法人北海道インターナショナル協議会定款 ..... 5

### 特定非営利活動法人北海道インターナショナル協議会の活動報告

2013年心に留まったニュースをあげてみました。 ..... 16

2013年度理事会の開催報告 ..... 22

2013年度全体会議の開催報告 ..... 23

2013年度の事業計画と活動経緯 ..... 24

世界ふれあい広場 2013 参加報告 ..... 26

JICA 青年研修事業「ベトナム農村振興コース」に従事しての省察

HIC 副理事長 熊井敬明 ..... 27

北海道国際協力フェスタに参加 向井博二 ..... 41

### JICA 情報

『飛翔』ご創刊に寄せて

JICA 北海道専門嘱託 笥 克彦 ..... 43

着任ご挨拶～よろしくお願ひします～

JICA 北海道研修業務課長 瀧澤征彦 ..... 44

JICA 職員の専門に関する私考

JICA 北海道市民参加協力課長 村田俊一 ..... 46

事務所スタッフのつぶやき	
JICA 北海道国内協力員	大倉 綾 ..... 47
JICA スタッフ配置図 (2014年4月1日現在)	..... 48

## 会員寄稿

専門家としての国際協力を振り返って	金川弘司 ..... 49
シニアボランティアの経験	川畑盛昭 ..... 54
Pula! Botswana!! (前編)	工藤得正 ..... 61
高齢化社会を見据えて	百瀬 治 ... 65
ソロモン滞在記	宮下妙子 ..... 66
札幌雪まつり見聞 (国際雪像コンクールから)	向井博二 ..... 71
編集後記	..... 74

# 「飛翔」創刊にあたって

HIC 理事長 金川 弘司

私どもの「NPO 北海道インターナショナル協議会」は、今年の 4 月に発足したまだ日の浅い団体であります。このインターナショナル協議会の前身は、「北海道 JICA 帰国専門家連絡会」でありまして、今から 22 年前の平成 4 年（1992）に発足いたしました。最初は 15 人ほどでスタートいたしましたが、順次会員も増加いたしまして、一時期には 100 名を超えておりました。専門家として赴任いたしました国は、中南米・東南アジア・中近東からアフリカまで、世界中に広がっておりましたし、その専門分野も、農業・漁業や林業のような第 1 次産業から教育・スポーツ・水資源・土木工事・医療・環境問題など幅広い分野をカバーしておりました。専門家も農業指導士・教師・建築士・自動車整備士・技術士・医師・薬剤師・看護師・獣医師・栄養士などそれぞれの資格を有して、多様な分野をカバーする専門家集団でありました。専門家各位の海外での貴重な経験を帰国後も生かして、地域社会の国際化のために役立てたり、講演会・セミナー・研修会・交流会・研修コースの開発など、色々な形で、会員各位の協力を得ながら、活動を続けて参りましたし、情報交換や親睦を深めて参りました。

例えば、現在、チリ産のサケが非常に普及しておりますが、私どもの会員でありました、今は亡き、長澤 有晃専門家が 20 年以上も南米チリで養殖の専門家として努力をした成果の一つであります。また、私事で恐縮ですが、私の専門分野では、今から 30 年も前にアフリカのザンビアに獣医学部を建設しましたが、その後もアクテブな協力活動が続いておりました、一昨年 8 月から北大はこのザンビア大

学獣医学部に、北大のアフリカ拠点と言いますか海外事務所を開設致しました。

創立 5 年後（1998）からは、機関誌「想遠」を発行致しまして、今まで 16 号を発行して情報交換・会員相互の親睦などに役立てて参りました。また、途上国からの青年研修事業も過去 10 年以上も続けて参りまして、30 カ国以上から約 300 人の研修員を受け入れまして、私ども会員の幅広い専門分野を生かしながら、経済・観光・中小企業・環境・自然保全・農業・農村振興および IT 関連の色々な分野の研修を続けて参りました。

この他にも、JICA を支援したり、青年海外協力隊 OB 会（JOCVOB）と一緒に地域での国際交流のために活動をし、国際協力フェスタや見聞広場などにも参画して参りました。

しかし、この数年間、会員や役員の高齢化・老齢化などや事業内容のマンネリ化などが問題になって参りました。そこで、20 年と言う一つの節目を機会に、若い力を期待しながら、更に新しく飛躍することを願い、新しい形での再スタートが検討されました。

実は、一昨年（平成 24 年）11 月 17 日の専門家連絡会の創立 20 周年記念式の前に臨時総会が開催されまして新しく「特定非営利活動法人（NPO）北海道インターナショナル協議会」への移行が提案され、了承されました。そして、昨年 4 月から、監督官庁への届け出や登記も終わりました、正式に「NPO 北海道インターナショナル協議会」が発足いたしました。

今後は、JICA 帰国専門家連絡会の役員のほとんども変わりがして、その枠から抜け出しまして、若い力に期待したいと思います。ぜひ多くの若い方々のご賛同くださり、会員と

なって、ご支援・ご協力を頂ければ幸いです。

私たちの小さな一つひとつの交流や研修が、世界中何カ国・何十カ国にもおよび、何千人・何万人と云う人たちにも広がって、やがては大きな国際貢献に繋がるものと思います。

今回発行致します「NPO 北海道インターナショナル協議会」の会報誌「飛翔」が、連絡会時代の「想遠」を凌いで、立派な会報誌になることを期待いたします。

## 会報の命名について

「飛翔」としました。

「飛翔」とは空高く飛びめぐることです。

大胆により遠くまで、力強く見識を発信し、さらに夢を乗せて世界に羽ばたくことを願っています。

皆様のいつも持っている気持ちを大切にします。

## 題字について

書道家 鈴木竹華さん  
による  
(当会 会員)



# 「飛翔」創刊号に寄せて

JICA北海道国際センター

所長 丹羽 憲昭

JICA 北海道は、開発途上国の発展を目指して、研修員の受入れや北海道の方々の国際協力への参加（JICA ボランティアなど）の支援などの事業を行ってきました。開拓の歴史を背景に多様性を認め合う開かれた地域社会や豊かな自然環境といった北海道の特性を活かした事業を地域の皆様とともに行ってきたとも言えます。これら活動は日本人・道民の美德として途上国で高く評価されており、非常に誇りに思うところです。

他方では、北海道でも特に地方部はご多分に漏れず非常に厳しい経済状況にあり、私自身も地方部を訪問するたびに、駅前のシャッター街を目の当たりにするたびに、開発途上国の発展が JICA 設置法上の上目的であり、これは変わらないにしても、「途上国のみならず日本も元気する国際協力」を目指そう！「二兎を追う」工夫をしよう！という思いが募ります。

このような趣旨から近年 JICA では本邦企業の海外展開支援（特に新興国と称される途上国への展開支援）を本業のひとつとして行うようになりました。次のとおりの JICA 特性を勘案すれば（ビジネスの直接的な支援ではない形で）十分に対応の余地はあると考えます。

第一に、JICA は途上国にネットワークがあり、途上国のことをよく知っています。その国のどの分野が狙い目かといったことに加えて、その国の人々の行動様式なども含めて。

第二に、JICA は日本国内にネットワークがあり、日本の地域のことを知っています。ややこれまでの経緯（開発途上国の貧困軽減

を重視）もあり官に傾いている傾向は否めませんが、研修員受入れといった現業を通じて培ってきた、地元企業を含む地域の様々なアクターとの連携関係を有しています。

第三に、JICA は開発途上国と日本の地域社会を繋ぐツールを有しています。PPP や BOP の F/S 調査というツールもありますが、JICA 北海道の立場からは研修員受入れに言及しておきたく考えます。

北海道では年間@千人弱の研修員（開発途上国の当該分野のキーパーソン）を招いています。滞在期間は平均で約 1.5 か月です。その間は、日本側受入れ機関を交えて、笑いあり、涙ありの濃密でドラマチックな 1.5 か月です。日本人的なホスピタリティをもってすれば、その大半が親日家になり、帰国後も引き続き日本・北海道とかかわりを持ち続けたいと考えるのはごく自然なことです。彼らとの縁を活かさない手はありません（もちろん開発途上国の持続的な発展に貧する形で）。

また、海外進出を検討し始める段階で構想の素案を練る方法として、研修の機会が使えるのではないかと考えています。JICA の研修員受入れは、JICA 北海道で言えば、北海道が地域特性を有する分野（寒冷地特有の技術、農業生産・ホエ・ブランド化を含めた食関連産業）を中心に行います。比較優位性を有し国際的な競争力を持つ可能性のある分野とも言えます。したがって、研修員との対話を通じて構想の素案を検討する機会を、場合によっては「お見合い」の場を提供できるのではないかと考えています。

従来から、そのような活用の可能性はある

と認識しつつも、国際協力の崇高な理念や犠牲的精神を意識するがあまり差し控えてしまった、生真面目に研修員受入れを通じた開発途上国の人材育成に「自己規制」してしまった、というのが実態だと思います。是非とも一工夫して現下の情勢に見合ったブレークスルーを図りたく考えます。

このような昨今の JICA の動向に対し、ビジネス（言葉を換えれば金儲け）を支援するのが国際協力なのか?という疑問が投げかけられることもあります。

その返答としては、第一に、ビジネスの支援だけをやるのではなく、途上国の官民バランスのとれた形で課題解決のための支援をすることが趣旨です。官・公的セクターだけを支援しても途上国の人々の幸せは達成できません。昨今の例を挙げれば、北アフリカの騒ぎの背景は教育や保健分野が整備され、人材育成が進んだにもかかわらず、雇用が十分ではなかったことにあります。いわば、ビジネスセクターが弱かったとも言えます。これは途上国おしなべて共通の現象です。昨年の TICAD（アフリカ開発会議）会合でもアフリカの国々からは「欲しいのは援助というよりもむしろ投資」という声が多かったとおります。



また、第二に、ビジネス支援は「途上国のみならず日本も元気にする国際協力」のワンオフゼムでしかありません。新しい動きであるが故にメディアでも取り上げられますが、ごくごく一部です。従来から行われているような研修員を招いての国際・異文化理解の推進、あるいは研修コース実施を通じて受託機関が自らの機関の在り方を組織的に振り返り、結果として SWOT 分析のようなことを行い、組織の活性化につなげるなどの「北海道も元気にする」活動をより強く意識してバランスよく事業を運営することが趣旨です。

JICA 北海道と一番近い関係にあり、JICA の事情に詳しい HIC の皆様におかれましては、このような考え方や方針が北海道でより広く理解されるよう、一緒に伝達役を、場合によっては実行役を担っていただくと嬉しい限りです。「北海道も元気にする」ために。



**特定非営利活動法人**  
**北海道インターナショナル協議会定款**

**第1章 総 則**

**(名 称)**

第1条 この法人は、特定非営利活動法人北海道インターナショナル協議会という。

2 この法人の英語名は、NPO Hokkaido International Conference とする。

3 この法人は、ハイクと略称し、これを HIC と表記する。

**(事務所)**

第2条 この法人は、主たる事務所を北海道札幌市白石区本通 16 丁目南 4 番 25 号 独立法人国際協力機構（以下 JICA という）北海道国際センター（札幌）内に置く。

**第2章 目的及び事業**

**(目 的)**

第3条 この法人は、開発途上国で国際協力に従事した経験と知識を有している JICA 帰国専門家及びその他有志の体験を活かすことにより、開発途上国に対する技術移転、大規模な災害に対する援助及び地球環境の保全に向けた国際協力の活動を積極的に行うとともに、地域住民に対する異文化理解や国際化理解の促進と開発途上国との国際交流活動の協力・支援を行い、その活動を通して地域社会の国際化や活性化に寄与することを目的とする。

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 環境保全を図る活動
- (2) 災害救援活動
- (3) 国際協力の活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営や活動に関する連絡、助言又は援助の活動

**(事 業)**

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
  - ① 政府開発援助（ODA）および JICA 事業に係る調査・研究および協力支援
  - ② 地域社会の国際協力および国際交流の促進に関する活動
  - ③ 国際協力に関する地球環境保全を図る活動
  - ④ 開発途上国への技術移転に関する事業
  - ⑤ 海外からの技術支援要請に対する専門家の派遣
  - ⑥ 海外研修員に対する研修支援
  - ⑦ 国際的な災害の予防活動の調査・研究及び災害救援や安全啓蒙活動
  - ⑧ 前各号に掲げる活動を行う団体との連携
  - ⑨ その他第3条の目的を達成するために必要な事業
- (2) その他の事業
  - ① 会員に対する研修事業

- ② 会員相互の親睦事業
  - ③ 機関誌・刊行物等の出版事業
  - ④ 受託事業
  - ⑤ 人材派遣事業
  - ⑥ イベント企画事業
  - ⑦ 前各号に掲げるもののほか、この会の目的を推進するために必要な事業
- 2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

### 第3章 会 員

#### (種 別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法上における社員とする。

(1) 正会員

この法人の目的に賛同し、この法人の活動及び事業を推進する意思を持ち、入会した個人及び団体で、総会における議決権を有するもの。

(2) 賛助会員

この法人の事業に賛同し、この法人の事業を賛同し、年会費及び寄付をもって活動を支援する個人及び団体で、総会における議決権を有しないもの。

#### (入 会)

第7条 この法人の正会員または賛助会員として入会しようとするもの（以下「入会申込者」という）は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。

2 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

#### (入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

#### (会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、または失踪宣告を受けたとき。

(3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。

(4) この法人が解散、または破産したとき。

#### (退 会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

#### (除 名)

第11条 会員が次の各号に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することが

できる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。

#### (抛出金品の不返還)

第 12 条 既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

## 第 4 章 役 員

#### (役員の種類と定数)

第 13 条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 6 以上 15 人以下

(2) 監事 1 以上 2 人以下

2 理事のうち、1 人を理事長、1 人を副理事長、1 人を専務理事とする。

#### (役員を選任等)

第 14 条 理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。

2 理事長、副理事長および専務理事は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは 3 親等以内の親族が 1 人を超えて含まれ、または当該役員並びにその配偶者及び 3 親等以内の親族が役員の総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねることができない。

#### (役員職務)

第 15 条 理事長は、この法人を代表し、その業務全般を統括する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

4 専務理事は、事務局業務全般を統括する。

5 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

6 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

#### (役員任期)

第 16 条 理事及び監事の任期は 2 年とする。ただし、連続して 3 期までは再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員により就任した役員は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

#### (役員欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

#### (役員解任)

第18条 役員が次の各号に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

#### (役員報酬等)

第19条 役員報酬は原則として無給とするが、役員のうち、3分の1を超えない範囲で常勤又はそれに準ずる役員は理事会の議決により有給とすることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

#### (顧問)

第20条 この法人に顧問を若干名置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の推薦により、理事長が正会員の中から任期期間を定め書面をもって委嘱する。
- 3 顧問は、理事会に出席することができ、業務について理事長の諮問に応じる。

## 第5章 総会

#### (種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

#### (構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

#### (権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 入会金及び会費の額

- (7) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 50 条において同じ。）その新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8) 事務局の組織及び運営
- (9) その他運営に関する重要事項

#### **(開 催)**

第 24 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 6 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

#### **(招 集)**

第 25 条 総会は、第 24 条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第 24 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

#### **(議 長)**

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

#### **(定足数)**

第 27 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。ただし、委任状又は表決書面を提出した正会員は、出席者とみなす。

#### **(議 決)**

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この規約に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の正会員総会の決議があったものとみなす。

#### **(表決権等)**

第 29 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第 27 条、第 28 条第 2 項、第 30 条第 1 項第 2 号及び第 50 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

### (議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があつたものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があつたものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第6章 理事会

### (構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

### (権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 総会によって委任された事項
- (4) 規約の制定及び改廃
- (5) 事業年度終了後の総会が開催されるまでの期間の暫定事業計画及び活動予算の決定
- (6) その他総会の議決を要しないこの法人の業務の執行に関する事項

### (開催)

第33条 理事会は、毎事業年度2回以上、理事長の招集により開催する。

2 理事会は、前項のほか、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上の者から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があつたとき。
- (3) 第15条第6項第5号の規定により、監事から招集の請求があつたとき。

### (招 集)

第 34 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、第 33 条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

### (議 長)

第 35 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

### (議 決)

第 36 条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (表決権等)

第 37 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第 36 条第 2 項及び第 38 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

### (議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名押印しなければならない。

## 第 7 章 資産及び会計

### (資産の構成)

第 39 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立時の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

#### **(資産の区分)**

第 40 条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の 2 種とする。

#### **(資産の管理)**

第 41 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

#### **(会計の原則)**

第 42 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

#### **(会計の区分)**

第 43 条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の 2 種とする。

#### **(事業計画及び活動予算)**

第 44 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

- 2 当該事業年度中の事業計画及び活動予算は、理事会の議決により変更することができる。

#### **(暫定予算)**

第 45 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講ずることができる。

- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

#### **(予算の追加及び更正)**

第 46 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

#### **(事業報告及び決算)**

第 47 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

#### **(事業年度)**

第 48 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

#### **(臨機の措置)**

第 49 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入その他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第8章 定款の変更、解散及び合併

### (定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の議決を経て、かつ法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他事業を行う場合におけるその種類その当該その他事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

### (解 散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
  - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
  - (3) 正会員の欠亡
  - (4) 合併
  - (5) 破産手続き開始の決定
  - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

### (残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、総会において正会員の4分の3以上の議決を経て、法第11条第3項に掲げる者のうちから、この法人と類似の目的を有する団体に譲渡するものとする。

### (合 併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員の4分の3以上の議決を経て、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 事務局

### (事務局の設置)

第54条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、必要な職員を置くことができる。

- 3 職員の雇用期間、勤務条件及び給与手当は、理事会の議決により別に定める。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決により別に定める。

#### **(備付帳簿及び書類)**

第 55 条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 理事及び監事の名簿
- (4) 事業計画及び予算に関する書類
- (5) 事業報告及び決算に関する書類
- (6) 財産目録、正味資産増減計算書及び貸借対照表
- (7) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (8) 理事及び監事の履歴書
- (9) その他必要な帳簿及び書類

### **第 9 章 部会及び委員会**

#### **(部会及び委員会)**

第 56 条 この法人には、事業の円滑な運営を図るため、理事会の議決により、部会及び委員会を置くことができる。

- 2 部会の部員及び委員会の委員は、理事会の議決を経て理事長が委嘱する。
- 3 部会及び委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

### **第 10 章 公告の方法**

#### **(公告の方法)**

第 57 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

### **第 11 章 雑 則**

#### **(細 則)**

第 58 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

#### **(その他)**

第 59 条 この規約で定めのない事項は、理事会の決定による。

#### **附則**

##### **(施行期日)**

- 1 この定款は、この法人が特定非営利活動法人として設立した日（以下「設立日」という。）から施行する。

##### **(理事及び監事に関する経過措置)**

- 2 この法人の設立当初の理事長、理事、監事の選任方法は、第 14 条第 1 項の規定に関わらず、

設立総会で定め、次に掲げる者とする。

理事長	金川 弘司
副理事長	熊井 敬明
専務理事	相馬 敏夫
理事	明田川洪志
理事	梅澤 康
理事	大道 雅之
理事	川畑 盛昭
理事	熊谷 勝弘
理事	小島 誠一
理事	田代 健治
理事	堀内 一男
理事	百瀬 治
監事	山下 健一

3 この法人の設立当初の理事長及びその他理事、監事の任期は、第 16 条第 1 項の規定に関わらず、設立日から 2015 年 3 月 31 日までとする。

**(事業年度に関する経過措置)**

4 この法人の設立当初の事業年度は、第 48 条の規定に関わらず、設立日から 2014 年 3 月 31 日までとする。

**(事業計画及び活動予算に関する経過措置)**

5 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 44 条第 1 項の規定に関わらず。この法人の設立総会において定める。

**(会費に関する経過措置)**

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定に関わらず、次に掲げる額とする。但し、2013 年度の入会金および会費は、本法人成立の日において、任意団体の北海道 JICA 帰国専門家連絡会の会員で、すでに会費を納入したものは、これを免除する

- |             |                       |
|-------------|-----------------------|
| (1) 正会員入会金  | 1,000 円               |
| (2) 正会員会費   | 2,000 円 (年額)          |
| (3) 賛助会員入会金 | 10,000 円              |
| (4) 賛助会員会費  | 一口 20,000 円を一口以上 (年額) |